

令和6年第5回

鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和6年6月3日（月）午後1時30分

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(定時登録関係)

議案第29号 定時登録者の決定について

議案第30号 随時抹消者の決定について

(在外選挙人名簿関係)

議案第31号 在外選挙人名簿登録者の決定について

3 報 告 事 項

報告第3号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び
6分の1の数について

4 その他

5 閉 会

議案第29号

定時登録者の決定について

令和6年6月1日現在で、同日に選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和6年6月3日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

選挙人名簿に登録すべき者

男 387人 女 356人 計 743人

提案理由

公職選挙法第22条第1項の規定による登録者の決定をするためである。

【参考】名簿登録者数 151,809人

議案第30号

随時抹消者の決定について

令和6年6月1日現在で、公職選挙法第28条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和6年6月3日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

- 1 公職選挙法第28条第1号の規定に基づき抹消すべき者
男 228人 女 248人 計 476人
- 2 公職選挙法第28条第2号の規定に基づき抹消すべき者
男 225人 女 207人 計 432人
- 3 公職選挙法第28条第3号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし
- 4 公職選挙法第28条第4号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第28条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

議案第31号

在外選挙人名簿登録者の決定について

在外選挙人名簿登録の申請がありましたので、下記の者を登録すべき者として決定する。

令和6年6月3日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 森山 慎一

氏名	生年月日	経由領事官	登録区分
[Redacted]			

提案理由

公職選挙法第30条の6の規定により登録すべき者を決定するためである。

報告第3号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び
6分の1の数について

(1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数

151,809人

(2) (1)の50分の1の数

3,037人

地方自治法第74条第1項	…………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	…………	監査の請求
市町村の合併の特例等に関する法律	…………	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数

50,603人

地方自治法第76条第1項	…………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	…………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	…………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	…………	主要公務員（副市長・選管委員・ 監査委員）の解職請求

(4) (1)の6分の1の数

25,302人

市町村の合併の特例に関する法律 …… 合併協議会設置協議の投票請求

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。